

議案第6号

目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例（令和2年3月目黒区条例第
7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

自転車利用者は、反射材、ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交
通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

第15条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 16歳以上の自転車利用者は、その自転車の幼児用座席に小学校就学の始
期に達するまでの者を乗車させるときは、次に掲げる措置を講ずるよう努め
なければならない。
 - (1) 当該小学校就学の始期に達するまでの者にヘルメットを着用させること。
 - (2) 当該小学校就学の始期に達するまでの者にシートベルトを着用させるこ
と。
 - (3) 当該小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させたまま当該自転車か
ら離れないこと。
- 3 16歳以上の自転車利用者は、幼児（6歳未満の者をいう。）を子守バン
ド等で背負って乗車するときは、当該幼児にヘルメットを着用させるよう努
めなければならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説明) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が施行されることに伴い、全ての自転車利用者にヘルメットの着用の努力義務を課すとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。